

特許権	判決年月日	令和7年2月27日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和6年(行ケ)第10013号		
○ 発明の名称を「多角形断面線材用ダイス」とする特許の訂正について、訂正要件に適合するとした判断に誤りがあるとして、特許請求の範囲の訂正請求を認め、特許無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法134条の2第9項、126条5項

(関連する権利番号等) 特許第6031654号

(審決) 無効2020-800043号

判決要旨

- 1 本件は、発明の名称を「多角形断面線材用ダイス」とする特許発明につき、本件訂正を認め、特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、訂正要件適合性(特許法134条の2第9項、126条5項。新規事項追加)等が問題となった。
- 2 本件訂正1等(訂正事項1、3～5)は、引抜加工用ダイスのベアリング部開口部の断面形状の「略多角形」につき、C-2事項「前記略多角形は、基礎となる多角形の少なくとも1の角を少なくとも半径0.8mmの曲率の円弧でつないだものに置き換えたもの」を追加し、本件発明6の「曲線」につき「円弧」に置換するものである。
- 3 本件審決は、本件訂正1等は、引抜加工用ダイスのベアリング部の開口部が有する略多角形の断面形状を具体的に特定し限定しているから、特許請求の範囲の減縮(特許法134条の2第1項ただし書1号)を目的とするものであり、C-2事項は、本件明細書の実施例の記載に照らし、新たな技術的事項を導入するものとはいえないと判断し、訂正要件適合性を認めた。
- 4 本判決は、本件訂正は新たな技術的事項を導入するものであり(特許法134条の2第9項、126条5項)、本件審決の前記判断には誤りがあるとした。その概要は、以下のとおりである。

本件明細書においては、引抜加工用ダイスの断面形状の略多角形の一つ以上の「角」を円弧に置き換えることにより、引抜加工用ダイスと材料線材との間の空間において、粉状の潤滑剤が1か所に留まることを防ぎ、また、塊が発生した場合には、塊を脱落させやすくするという技術思想が開示されているが、効果の発生機序・原理についての説明はなく、実施例としては、①引抜加工による完成線材が棒材であり、②棒材は四角形断面であり、③作成される棒材は1辺が4mmである場合において、④ダイスの開口部の角を曲率半径0.8mm程度の円弧で結ぶことにより「丸めた」形状としたときは、潤滑剤の塊ができにくくなることが開示されているにとどまる。本件実施例で採用された1辺の長さの数値(4mm)、円弧の曲率半径の数値(0.8mm程度)及びこれらの組合

せの技術的意義の有無及び効果の程度は不明である。

C-2事項は、断面形状である多角形の形状の種類や、その1辺の長さの程度にかかわらず、当該多角形の「角」を「少なくとも半径0.8mmの曲率の円弧」に置換するとして、当該円弧の曲率半径を「最低0.8mm」とするもので、かつ、当該円弧は内接円のものに限定されていない。しかし、本件実施例で採用された円弧の曲率半径「0.8mm程度」という数値の技術的意義については、本件明細書には何ら記載されておらず、これを示唆するような記載もない。本件実施例は1辺の長さ4mmの略四角形で内接円の円弧で角を置き換えるものにすぎず、多角形の形状の種類や、その1辺の長さの程度、円弧の中心の位置にかかわらず、角を置き換える円弧の曲率半径の最低値を「0.8mm」とすることの技術的意義は、本件明細書には記載されていなかった事項である。また、C-2事項は、断面形状である基礎となる多角形の形状やその1辺の長さ、円弧の中心の位置について何ら特定・限定していないところ、本件実施例は、引抜加工対象の棒材が四角形断面であり、作成される棒材の1辺が4mmであることを前提とするものであって、本件明細書には、本件実施例以外の実施例は掲げられておらず、本件実施例の各数値の組合せの技術的意義又は本件発明における効果の発生機序・原理についての一般的な説明もない。したがって、本件明細書には、具体的な技術的事項として、「角」に置換される円弧につき、1辺の長さや円弧の中心の位置にかかわらず、最低曲率「半径0.8mm以上の円弧」であれば発明の効果が得られる構成が開示されていると認めることはできない。そうすると、C-2事項は、本件明細書の当初記載事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものといわざるを得ない。

よって、本件訂正は、本件明細書に記載した事項の範囲内における訂正ということとはできない。